

昨年9月にオープンした「あったカフェ」。

私たちは、法人設立から21年間にわたり、高齢者福祉事業に取り組んできました。

「あったカフェ」は、これまで育ててきた人材やネットワーク、設備を活用して、マザアスが独自に行っている社会貢献活動のひとつです。

「あったカフェ」は認知症の当事者とその家族、介護の専門家、地域住民など、利用者を限定せずに誰もが気軽に集まり、自由に語り合いながら、交流の輪を広げていける場所です。

「行政と住民」、「専門家と利用者」のような関係ではなく、もっと自由で気軽な関係の中で知識や情報、共通の悩みを持つ仲間などの地域の情報を得られる場所があれば、認知症に関わる悩みやトラブルを未然に防ぐことができるのではないのでしょうか。



オープンから5ヶ月。ボランティアや地域の皆様のご協力により、予想を超えるご利用をいただいています。はじめは、様子を見ながら来られていた方も、回数を重ねるうちに、打ち解けるようになりました。なかには、お礼状をくださる方もあり、私たちの励みになっています。他にも、専門機関に取り次ぐケースや、シルバーピアの交流の場として定期的に活用されるなど、少しずつですが手ごたえを感じています。皆様のご利用をお待ちしています。

「あったカフェ」概要

5ヶ月間の実績：平均利用者数：21人/日 最大44人/日

入館料：100円（コーヒー又は健康茶付き）

開館日時：毎週水曜日 10:00～16:00

オレンジ色の「のぼり」が目印

場所：東京都日野市栄町2-17-1

都営栄町二丁目アパート2号棟1階

電話：042-582-0311（開館日時のみ）

その他：法人ホームページにパンフレットを掲載

<http://www.moth.or.jp>（トップページ下段「地域支援活動」欄）

編集後記

新装丁「第3号」になりました。来年度は、マザアスの「社会貢献活動」や「地域における公益的な活動」を中心に、ご紹介して予定です。ご意見、ご感想、お待ちしております。

（編集担当 黒澤信一 メール：office@moth.or.jp）

ひだまり No.76 発行責任者：高原敏夫 発行元：社会福祉法人マザアス 〒203-0004 東京都東久留米市米川台二丁目5番7号 TEL: 042-477-7261 FAX: 042-477-7500 <http://www.moth.or.jp>

ひだまり



MOTHERTH NURSINGHOME FOR THE AGED

変化の中で

昨年10月愛恵福祉支援財団の海外研修に、全国からの研修参加者9名と



社会福祉法人マザアス 理事長 高原 敏夫

スタッフ3名のなかに加わって、オーストラリアのイプスウィッチ市を15年振りに訪問した。この財団の研修は15回目、訪問先は救世軍が経営する「リバービューガーデン」で、個人としては3度目の訪問となった。市庁舎、施設に行っ

て強く印象に残ったのは「変化」ということでした。高齢者福祉の改革は「より長く、よりよく暮らす」を目指して2012年から始まって、在宅サービス重視が議論され、2014年の第2ラウンドでは「介護において重度ケアと軽度ケアの区別を廃止」等の変更がなされた。

2015年7月地域包括的な制度を廃止して「ホームケアパッケージ」に移行して、大きな改革がなされた。これは在宅サービスと施設サービスを一つに集約してホームケアサービスにしたことを意味するものである。そして、ホームケアは4つのレベルがあって、どのレベルのサービスを利用するかは個人が選択して、現在住んでいるところで生活を継続する仕組みになった。従って、ナーシングホームも「住まい」になって、住まいに居住している方にサービスを提供するのであるが、この流れは北欧から始まっており、数年前スエーデンで「ナーシングホームは特別な住まい」という説明を聞いたことがある。

我が国でも社会福祉・高齢者福祉において改革が進行中であり「社会福祉法人制度改革」は国会決議を待っているところにある。何れにしても新年度から対応への準備に入らなければならない。ガバナンスの強化により「経営の体質を強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」等がその内容であるが、特に「地域における公益的な取り組みを実施する責務」という文言が入った。社会福祉法人は税制上優遇されていることから意識しながら事業推進をしてきたつもりでも、もっと頑張る責務があるということが法律になることを念頭におかなければならない。

介護保険も小刻みに改正を繰り返し、振り返って見れば結果的に大きな変更がなされてきたことに気付く。2018年介護報酬・診療報酬同時改定が予定されており、制度見直しの議論が厚生労働省の社会保障審議会で始まっている。議論のなかでは「軽介護は保険対象外に」とか「利用者の負担拡大」等がきこえてくる。

高齢化率をみても財政面からも環境が変化しているので、合わせて変更は当然であるが、オーストラリアのように改革の方向を示して、改革をした方が希望もてるのではないだろうか。財政面からの議論だけでは寂しすぎるように思える。

どのような変化・改革があっても法人の事業は継続されなければならない。次年度も、いまできることを前向きに取り組むために「プラスワン作戦推進」を掲げて、現在の事業を充実させながら、地域における公益的な取り組みや新規事業を検討実施していきたい。

小規模多機能ホーム

小規模多機能ホームみなみだいら
管理者 浅井 潤

小規模多機能型居宅介護とは、介護保険法には以下のように位置づけられているサービスです。介護保険

法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準には以下のようにあります。

第六十二条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

これを読んでも、どんなサービスなのか想像し難いと思いますので、僭越ながら私なりにこの制度を紐解かせて頂きます。

①対象者について

介護保険のサービスですので、当然介護保険の認定を受けていることが条件です。

- ・介護予防の指定を受けている事業所であれば、ご利用者本人が介護保険の要支援 1 以上の認定を受けている事、予防の指定を受けていない事業所であれば、要介護 1 以上の認定を受けていることが条件となります。認知症の診断の有無は関係ありません。
- ・地域密着型サービスなので、その事業所のある自治体に、ご利用者本人の住所があることが条件となります。



近所のお祭り会場にて

②サービスについて

小規模多機能型居宅介護の介護サービスの機能として、日中ご利用者に事業所で過ごして頂く「通い」・夜間ご利用者に事業所で過ごして頂く「宿泊」・ご自宅でご利用者が過ごしている際に生活上の支援を行う「訪問」といったサービスがあります。この3つのサービスを使って、連続した24時間を継続的に在宅生活の支援をします。また、どのサービスも同じスタッフが対応するので、ご利用者にとっては安心です。

小規模多機能型居宅介護は、登録制のサービスで利用定員があります。また、ケアマネージャーの配置が必置で、登録者の介護計画は事業所のケアマネージャーが作成します。よって、利用登録に際し、これまで居宅サービスを利用していた時のケアマネージャーを変更することとなります。また、デイサービスや、ショートステイ、訪問介護のような、小規模多機能ホームに内包されているサービスは併用できません。ただし、訪問看護や、福祉用具貸与など、小規模多機能型居宅介護では提供できないものに関しては、残っている単位数の範囲で介護保険サービスを併用することが出来ます。

小規模多機能型居宅介護では、3つのサービスを提供する事業所内にケアマネージャーがいるので、ご本人はもちろんですが、ご家族の急な体調不良、お仕事の都合で、急な変更が必要なときにも即時的に対応することが可能です。

③利用料金（介護保険部分）

小規模多機能型居宅介護では、要支援・要介護度別に料金が設定されており、月々の定額料金となります。要支援・要介護度ごとにサービス量が決定されているわけではなく、事業所のケアマネージャーが、そのご利用者毎にサービス量を必要に応じて決定します。ただし、無尽蔵にサービス量があるわけではなく、通い・宿泊サービスには1日当たりの利用人数の上限があり、その範囲内のサービス提供となります。いわば、事業所の持っているサービス量を、登録ご利用者の要支援・要介護によらず、それぞれの必要に応じてケアマネージャーが分配する形になります。

④小規模多機能型居宅介護の多機能性

小規模多機能型居宅介護は「通い」・「宿泊」・「訪問」を柔軟に組み合わせ、ご利用者の生活を支援するサービスですが、小規模多機能型居宅介護が提供するサービスは「介護」だけではありません。これら3つサービスが持つ機能は生活そのものを支える機能であり、介護という機能は一部分なのです。人は入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練だけ充足されれば生きていけるわけではありません。ご近所付き合いや、友人との交流、「行きつけの居酒屋に行きたい」、「映画を見に行きたい」、「仕事がしたい」、「人の役に立ちたい」といった思いや希望、をもち続けるのが生活です。また、「買い物は駅前のスーパー」、「病院はいつものおじいちゃん先生のいる診療所」、「あそこの床屋には30年通っている。」とこのような習慣は誰にでもあります。要介護状態となった途端、外に出るのが億劫になったり、物理的に外出が難しくなったりして外との関わりが減り、それまで築いてきた人間関係や、趣味や習慣といったことから急に遠ざかってしまう事が往々にしてあります。小規模多機能型居宅介護の持つ「通い」・「宿泊」・「訪問」というサービスは、時間、回数などの自由度が高いため、そういった生活の楽しみや習慣などの支援が出来ます。そしてなにより、介護が必要になっても住み慣れた地域、自宅で、地域とのかかわり、趣味や習慣を保ちながら生活を続けるための支援が出来るのです。そこにこそ小規模多機能型居宅介護の強みがあります。

⑤みなみだいら事業所の特徴

当事業所の特徴は、ご利用者の平均要介護度が約3.5と非常に高い水準にあることです。これは長くご利用して頂いているご利用者が多く、利用当初要介護度が低かったご利用者が、時を経て要介護度が高くなったということが大きく影響しています。要介護度が高くなると、当然医療的な支援が必要となる場合がほとんどです。そのようなご利用者が、病院や施設に入所することなく、これまでの生活を続けることが出来るように、当事業所では、看護師を常勤で配置したり、介護スタッフが痰の吸引や、胃ろうに対応できるようほぼ全員の介護スタッフが「認定特定行為業務従事者」という、医療的な支援をするための認定を受けています。このような取り組みのもと、ご利用者がどのような状態になっても、1日でも長く、そして希望すれば最後までご自宅で生活が続けられるように、24時間、365日の支援を続けています。



居酒屋イベント

小規模多機能ホーム「みなみだいら」

事業所番号 1393500036

〒191-0041 東京都日野市南平3-10-2

電話 042-594-5780